

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月20日
【会社名】	株式会社クレオ
【英訳名】	CREO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿南 祐治
【本店の所在の場所】	東京都港区芝5丁目13番18号
【電話番号】	03(6866)0330(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財経管理室長 雨田 高志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝5丁目13番18号
【電話番号】	03(6866)0330(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財経管理室長 雨田 高志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 平成28年6月14日付で本店を移転しており、旧住所は下記のとおりであります。
[旧住所] 東京都港区港南四丁目1番8号 リバージュ品川8階

1【提出理由】

平成28年6月14日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月14日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第2号議案まで） >

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役として、阿南 祐治、生駒 進、柿崎 淳一、大矢 俊樹、及び井原 邦弘を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、宮澤 求、渡辺 伸行を選任する。

< 株主提案（第3号議案から第11号議案まで） >

第3号議案 定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）

「当社は、株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

第4号議案 定款一部変更の件（アマノ株式会社との経営統合に関する特別調査委員会の設置）

「当社は、中長期的な株式価値の最大化という観点から、アマノ株式会社との経営統合について検討する特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

第5号議案 定款一部変更の件（1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続した場合の情報開示）

「1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続する場合には、かかる現状が異常事態であるということ、その抜本的解決のための解決策について、株主に開示しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

第6号議案 定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）

「取締役報酬と当社の株式価値との連動性についての特別調査委員会を設置する。」という条項を、定款に規定する。

第7号議案 定款一部変更の件（「伊藤レポート」株主資本利益率8%目標への対応に関する情報開示）

「経済産業省「伊藤レポート」で定められた株主資本利益率（ROE）目標への対応について、当社の方針を開示しなくてはならない。」という条項を、定款に規定する。

第8号議案 定款一部変更の件（株式売買単位100株化）

「東京証券取引所における売買単位を、100株単位とする。」という条項を、定款に規定する。

第9号議案 取締役1名選任の件

江間賢二氏を、当社の独立社外取締役に選任する。

第10号議案 渡辺伸行監査役解任の件

渡辺伸行監査役を解任する。

第11号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、執行役と取締役の報酬については、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第2号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役5名選任の件					
阿南 祐治	5,694	108	0	（注）	可決（94.90％）
生駒 進	5,695	107	0	（注）	可決（94.92％）
柿崎 淳一	5,694	108	0	（注）	可決（94.90％）
大矢 俊樹	5,697	105	0	（注）	可決（94.95％）
井原 邦弘	5,613	189	0	（注）	可決（93.55％）
第2号議案 監査役2名選任の件					
宮澤 求	5,672	130	0	（注）	可決（94.53％）
渡辺 伸行	5,663	139	0	（注）	可決（94.38％）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

< 株主提案（第3号議案から第11号議案まで） >

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第3号議案 定款一部変更の件（株主との対話に関する規定）	385	5,417	0	（注）1	否決（6.42％）
第4号議案 定款一部変更の件（アマノ株式会社との経営統合に関する特別調査委員会の設置）	384	5,418	0	（注）1	否決（6.40％）
第5号議案 定款一部変更の件（1株あたり純資産を下回る株価が6ヶ月以上継続した場合の情報開示）	743	5,059	0	（注）1	否決（12.38％）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第6号議案 定款一部変更の件（取締役報酬と株式価値との連動性についての特別調査委員会の設置）	387	5,415	0	（注）1	否決（6.45％）
第7号議案 定款一部変更の件（「伊藤レポート」株主資本利益率8％目標への対応に関する情報開示）	739	5,063	0	（注）1	否決（12.32％）
第8号議案 定款一部変更の件（株式売買単位100株化）	387	5,415	0	（注）1	否決（6.45％）
第9号議案 取締役1名選任の件	753	5,049	0	（注）2	否決（12.55％）
第10号議案 渡辺伸行監査役解任の件	383	5,419	0	（注）1	否決（6.38％）
第11号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）	391	5,411	0	（注）1	否決（6.52％）

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案について結果が明らかになったことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は行使結果に加算しておりません。

以 上